

- 7 鳥取市吉岡温泉町七六七 自動車等運転者 池井 義弘
- 8 岩美郡国府町大字麻生三九六 自動車等運転者 中野 富春
- 9 八頭郡用瀬町大字川中七五〇 自動車等運転者 前田 鶴男
- 10 気高郡気高町大字下右一四二 自動車等運転者 角田 勝利
- 11 鳥取市白夷五七六 自動車等運転者 三橋 英雄
- 12 八頭郡船岡町大字福本四八 自動車等運転者 山本 正雄
- 13 岩美郡国府町大字宮下 国府荘アバウト内 自動車等運転者 鳥飼 弘
- 14 八頭郡八東町大字才代二 自動車等運転者 金子 政行
- 15 八頭郡都家町大字別府二五 自動車等運転者 野田 憲明
- 16 鳥取市津ノ井一七九の一 自動車等運転者 谷口 英夫
- 17 鳥取市職人町五の二 自動車等運転者 波多野忠則
- 18 気高郡谷町大字長和瀬一六九 自動車等運転者 村中 富造
- 19 鳥取市浜坂四六三 自動車等運転者 坂田 泰造
- 20 鳥取市川端四丁目 津屋アバウト内 自動車等運転者 西山 清
- 21 八頭郡都家町大字門尾三三一 自動車等運転者 北川 野雄
- 22 岩美郡岩美町大字浦生二一九七 自動車等運転者 坂口 清春
- 23 岩美郡岩美町大字岩本一一七七の二 自動車等運転者 下根 政男

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日につき
当日の翌日)

告示 示

◇告示 示 教育職員免許状の授与
結核予防法による指定医療機関の辞退
県道の路線の認定
県道の路線の廃止
道路の区域の決定
道路の供用の開始
昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十八号の一部改正
道路の位置の指定
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施
◇教養規則 技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

告示 示

鳥取県告示第六十五号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五條第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八條第一項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名
幼稚園助教諭免許状 昭四〇幼助第三号 中沢 受
鳥取県告示第六十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六條の規定により告示する。
昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
辞 退 作 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和四十一年一月二十五日 城野 病院 鳥取市茶町一〇番地

鳥取県告示第六十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	路線名	起点	終点	備考
185	八頭郡若狭町大字若狭	鳥取市八頭郡若狭町大字若狭	鳥取市八頭郡若狭町大字若狭	兵部県東方部鳥取町を結ぶ点とする。

附則別表

等 級	号 給
1 等 級	9 ~ 15

備考 この表中「9~15」とあるのは、「9号給から15号給までの号給」を示す。

- 附 則
- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。
(昇給期間の短縮)
 - 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員に対する昭和四十年九月一日以降における最初の昇給につ

別表第三中

一三、九三〇円
一三、一二〇円
一三、六一〇円

を

一五、五〇〇円
一四、五〇〇円
一三、九〇〇円

に改める。

別表第一

技能労務職給料表

職 務 の 等 級	1 等 級		2 等 級	
	号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
		円		円
1		16,100		13,900
2		16,700		14,500
3		17,300		15,100
4		17,900		15,700
5		18,700		16,100
6		19,600		16,700
7		20,500		17,300
8		21,600		17,900
9		22,700		18,700
10		23,800		19,600
11		25,300		20,500
12		26,800		21,400
13		28,400		22,300
14		30,100		23,300
15		31,800		25,300
16		34,800		26,800
17		36,700		28,400
18		38,500		30,100
19		40,300		31,800
20		42,100		34,800
21		46,200		36,700
22		48,100		38,500
23		50,000		40,300
24		51,600		42,100
25		53,200		43,700
26		54,300		45,500
27		55,400		46,400
28		56,400		47,500
29		57,400		48,500
30		58,400		49,500
31				50,500

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員)

会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

附 則

(給与の内払)

この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和四十年九月一日からこの規則の施行の日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

いては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年二月鳥取県条例第一号)附則第四項の規定の適用を受ける者の例による。